

【新旧対照表】

新	旧
<p style="text-align: center;">岐阜県要電源重度障がい児者災害時非常用電源整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条から第9条まで 略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。</p> <p>2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。</p> <p>3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の<u>3月31日</u>のいずれか早い日とする。</p> <p><u>(履行確認)</u></p> <p><u>第11条 知事は、実績報告書（事業完了報告書）、現地確認又は聴取確認（電話確認）により事業終了後速やかに履行の確認を行う。</u></p> <p><u>2 現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に、確認の日時、確認の場所、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。</u></p> <p>(補助金の額の確定の通知)</p> <p><u>第12条</u> 規則第14条の規定による通知は、別記第6号様式により行うものとする。</p> <p>(補助金の交付時期等)</p> <p><u>第13条</u> 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。</p> <p>2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、前項本文の規定の適用を受ける者がある場合は、補助金交付請求書の提出を省略することができる。</p>	<p style="text-align: center;">岐阜県要電源重度障がい児者災害時非常用電源整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条から第9条まで 略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。</p> <p>2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。</p> <p>3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の<u>翌年度の4月10日</u>のいずれか早い日とする。</p> <p>(補助金の額の確定の通知)</p> <p><u>第11条</u> 規則第14条の規定による通知は、別記第6号様式により行うものとする。</p> <p>(補助金の交付時期等)</p> <p><u>第12条</u> 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。</p> <p>2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、前項本文の規定の適用を受ける者がある場合は、補助金交付請求書の提出を省略することができる。</p>

(暴力団の排除)

**第14条** 規則第4条の補助金の交付申請があった場合において、当該交付申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、間接補助事業者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

**第15条** 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

(暴力団の排除)

**第13条** 規則第4条の補助金の交付申請があった場合において、当該交付申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、間接補助事業者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

**第14条** 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。